

高山市議会議員選挙における選挙運動用ビラ作成費用の公費負担について

公職選挙法（以下「法」という。）が平成29年6月21日に改正され、平成31年3月1日以降に告示される都道府県及び市の議会議員選挙において候補者は選挙運動用ビラを頒布することが可能となりました。

また、法では当該ビラの作成費用については条例で定めることにより公費負担することができるかとされています。

今回の法改正に伴い、市では候補者の政策等を有権者が知る機会を確保するため、高山市議会議員選挙において候補者が作成するビラの作成費用を公費負担とするものとし、「高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例」の一部改正を予定しています。

1. ビラの枚数等

(ア) 枚数 選挙管理委員会へ届け出た2種類以内のもので、4,000枚以内

(イ) 大きさ A4判両面

(ウ) 内容 顔写真、名前、公約などを記載

2. 配布場所等

新聞折込、選挙事務所・個人演説会会場・街頭演説の場所での配布

3. 公費負担の額

1枚につき7円51銭を限度とする